

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

患者及び職員の健康や衛生環境を保証するため、①感染の発生予防・防止、②感染症発生時の発生源の調査、拡散防止、治療、③再発防止の三原則を当院全ての部門が協力して、感染防止体制を構築し、組織全体で効果的な感染防止対策を実践します。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本事項

感染防止活動の中心的役割を担うために、院内に各部門から代表者で構成する院内感染防止対策委員会を設置します。また、ICT 院内感染対策チーム、リンクナース委員会を設置し感染防止対策の実務を行っています。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染症レポートを作成し、院内感染防止対策委員会及び ICT での検討及び現場へのフィードバックを実施します。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、院内感染管理者に報告し、速やかに対応します。また、必要に応じ、保健所や専門家、協力体制のある他医療機関と連携し対応します。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、院内感染防止対策指針について、患者さん及びご家族などから閲覧の求めがある場合はこれに応じます。

7. 抗菌薬適正使用の推進に関する基本方針

抗菌薬の使用は、届出制のもと使用可能とし、抗菌薬使用レポートを作成し、ICT で適正使用について検討しています。

8. その他院内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染防止マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改定を行います。